

電報サービス契約約款（平成11年東企営第99－2号）

実施 平成11年7月1日
NTT東日本株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 電報サービスの提供区域	4
第4条 電報サービスの提供区域	4
第3章 電報の種類	4
第5条 電報の種類	4
第4章 通常電報	4
第6条 通常電報の種類	4
第7条 発信方法等	4
第8条 発信時間	5
第9条 発信の取消し	5
第10条 配達先	5
第11条 配達方法	5
第12条 配達を行う日時	5
第13条 配達不能	6
第14条 その他の取扱い	6
第5章 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第17条 削除	
第6章 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第20条 削除	
第21条 削除	
第22条 削除	
第23条 削除	
第24条 削除	
第25条 削除	
第7章 伝送及び配達の種類	7
第26条 伝送及び配達の種類	7
第27条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等	7
第28条 削除	
第8章 利用の制限及び停止	8
第29条 利用の制限	8
第30条 利用の停止	9
第9章 特別取扱	9
第31条 特別取扱	9
第10章 料金等	9
第32条 料金の設定等	9

第33条	料金の支払義務	9
第34条	料金の支払方法等	10
第35条	割増金	10
第36条	延滞利息	10
第37条	債権の譲渡等	10
第11章	損害賠償	11
第38条	責任の制限	11
第12章	雑則	12
第38条の2	発信人の氏名の通知等	12
第39条	協定事業者による電報サービスに関する料金の回収 代行	12
第40条	閲覧	12
第13章	附帯サービス	12
第41条	附帯サービスの種類	12
別記		
1	電報サービスの提供区域	13
2	通常電報のあて名	13
3	削除	
4	附帯サービスの種類	13
5	附帯サービスの料金の支払義務	14
6	附帯サービスに関するその他の取扱い	14
7	電報に使用することができる文字等	15
8	削除	
9	削除	
10	削除	
11	新聞社等の基準	16
料金表		
通則		17
第1	電報サービスの料金	18
第2	発信取消料	20
第3	附帯サービスの料金	20
別表	電報配達員による配達ができない区域	21
附則		49

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）附則第5条第1項において、なお効力を有するとされる旧法第31条の4及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年5月8日法律第58号）附則第6条第5項において、なお効力を有するとされる旧電気通信事業法第31条の規定に基づき、この電報サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電報サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、これにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、電報サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 電報サービス	発信人から依頼された通信を電気通信設備を使用して伝送し、配達（電気通信設備による送達を含みます。以下同じとします。）するサービス
4 電報	電報サービスにおいて取り扱われる通信
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
5 電報サービス取扱所	(1) 電報サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電報サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
7 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
8 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税さ

れる地方消費税の額

第2章 電報サービスの提供区域

(電報サービスの提供区域)

第4条 当社は、別記1に定める提供区域において、電報の受付（NTT西日本株式会社が配達を行う電報の受付を含みます。以下同じとします。）及び配達（NTT西日本株式会社が受け付けた電報の配達を含みます。以下同じとします。）を行います。

2 前項に規定するほか、当社の電報サービスの提供区域に関する取扱いについては、別記1に定めるところによります。

第3章 電報の種類

(電報の種類)

第5条 電報には、次の種類があります。

通常電報	別記7に掲げる文字等を使用する電報
------	-------------------

第4章 通常電報

(通常電報の種類)

第6条 通常電報には、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する種類があります。

(発信方法等)

第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。

(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信（ファクシミリを利用した発信を除きます。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。）

ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備

イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限りします。）

ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）

エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備

(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信

(注1) 発信人は、その住所、氏名、電話番号等を発信の際電報サービス取扱所に告げるか、又は電報発信紙に記載していただきます。

ただし、受取人に知らせようとする発信人の住所、氏名等は、通信文に含めて発信していただきます。

(注2) 本条第1号のイに規定する当社が別に定める方法による場合とは、その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払う場合とします。

(注3) 本条第1号のウに規定する当社が別に定める数は、発信する電報の数の合計が1の暦月あたり6通以上の場合とします。

(注4) 本条第1号のウに規定する当社が別に定める方法による場合とは、その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払う場合とします。

(注5) 本条第1号のエに規定する当社が指定する電気通信サービスの設備は、音声利用IP通信網サービス（その電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する

る契約に基づき提供される音声利用 I P 通信網サービスに係るものである場合を含みます。)に係る設備、当社が別に定める電気通信サービスに係る設備又はインターネットに係る設備とします。

ただし、インターネットに係る設備については、次のいずれかに該当する場合に限り発信することができます。

- (1) あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出た場合
- (2) その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払う場合
- (3) 当社が別に定める電気通信サービス（協定事業者のサービスを含みます。）を利用して発信する場合

(発信時間)

第8条 通常電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。

ただし、第26条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。

(発信の取消し)

第9条 当社は、発信人から申出があったときは、その通常電報の発信を取り消します。

ただし、申出日とその通常電報の配達日となるときは、発信を取り消すことができない場合があります。

(配達先)

第10条 通常電報は、あて所（あて名に記載された場所をいいます。以下同じとします。）に配達します。

(配達方法)

第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。

- (1) 次の電気通信設備による配達
 - ア 加入電話の設備
 - イ 着信用電話の設備
 - ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）
 - エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備
 - (2) 電報配達員による配達（電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める区域を除きます。）
- (注1) 本条第1号の規定により配達した後に受取人がその電報の電報配達紙の送付を請求した場合は、郵便によりその電報配達紙を送付します。
- (注2) 本条第1号のエに規定する当社が指定する電気通信サービスの設備は、音声利用 I P 通信網サービス（その電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される音声利用 I P 通信網サービスに係るものである場合を含みます。）に係る設備又は当社が別に定める電気通信事業者の電気通信サービスに係る設備とします。
- (注3) 電報配達員は、通常電報の配達を受けたことを証明するための受取人の押印又は署名を求めることがあります。
- (注4) 電報配達員は、配達の際、受取人が不在であっても、それが一時的であると認められるときは、その電報を配達することがあります。
- (注5) 本条第2号に規定する当社が別に定める区域は、別表に定めるところによります。

(配達を行う日時)

第12条 当社は、次の各号に定める配達予定日時までに通常電報を配達します。

- (1) 午前に発信した電報 発信の日
- (2) 午後に発信した電報 発信の日の翌日の午前

2 前項の規定にかかわらず、午後零時から午後2時までの間に発信した通常電報は、発信の日に配達します。

ただし、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合については、この限りではありません。

3 前2項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生、予見できない交通障害その他当社の業務の遂行上やむを得ない理由により配達予定日時までに通常電報を配達できない場合があります。

4 午後2時から翌日午前8時までの間に発信した通常電報は、翌日午前8時以降に配達します。

ただし、第26条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。

5 前4項の規定にかかわらず、第31条（特別取扱）に規定する特別取扱（当社が別に定めるものに限ります。）とした電報については、その特別取扱に定めるところによります。

6 第11条（配達方法）に規定する電報配達員による配達の場合において、電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める日については電報配達員による配達を行いません。

7 前項に定める当社が別に定める日に発信した通常電報の場合における配達予定日時については、「発信の日」を「当社が別に定める日（その日が連続する場合はその末日）の翌日」と読み替えて取り扱うものとし、第33条（料金の支払義務）第2項の表の1欄に規定する時間及び第38条（責任の制限）第1項第1号に規定する時間においても同様とします。

（注1）本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する配達日指定とします。

（注2）本条第6号に規定する当社が別に定める日は、1月1日、1月2日、1月3日及び12月31日とします。

（配達不能）

第13条 当社は、次のいずれかの場合は、通常電報を配達しません。この場合、その旨を発信人に通知します。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、通常電報を配達することが困難なとき。
- (2) 気象、水象、地象その他の状況から、電報配達員の身体に危害の及ぶおそれがあるときその他通常電報を配達することが困難であるとき。
- (3) あて所が不明なとき又は通常電報を配達することが困難な場所であるとき。
- (4) 受取人があて所に居住していないとき。
- (5) 受取人が通常電報の受取りを拒んだとき。
- (6) その他当社の責めによらない理由により、通常電報を配達することが困難であるとき。

（その他の取扱い）

第14条 通常電報に関するその他の取扱いは、別記2に定めるところによります。

第5章 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第6章 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

- 第21条 削除
- 第22条 削除
- 第23条 削除
- 第24条 削除
- 第25条 削除

第7章 伝送及び配達の順序

(伝送及び配達の順序)

第26条 電報の伝送及び配達の手順は、その受付又は受信の先後によります。

2 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、他の電報に先立って伝送及び配達をします。

3 前項に定めるものを除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報（以下「緊急扱いの電報」といいます。）は、第1項の規定にかかわらず、他の電報（非常扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をします。

(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)

第27条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生

し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

(注) 本条に規定する非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発信するときは、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ていただきます。

第28条 削除

第8章 利用の制限及び停止

(利用の制限)

第29条 当社は、電報が著しくふくそうするときは、非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を優先的に取り扱うため、そのふくそうの程度に応じて次の措置をとることがあります。

- (1) 遅れることを承知のうえ発信する非常扱いの電報のほかは、受け付けない措置
 - (2) 非常扱いの電報のほかは、受け付けない措置
 - (3) 非常扱いの電報及び遅れることを承知のうえ発信する緊急扱いの電報のほかは、受け付けない措置
 - (4) 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報のほかは、受け付けない措置
- 2 当社は、前項の規定による場合のほか、第13条（配達不能）第1号及び第2号の規定により配達不能の措置をとったとき（NTT西日本株式会社とその契約約款及び料金表に定めるところにより配達不能の措置をとった場合を含みます。）は、その地域あての電報を受け付けない措置をとることがあります。
- 3 当社は、前2項の措置をとった場合においても、遅れることを承知のうえ発信する電報を受け付けることがあります。

（利用の停止）

第30条 当社は、次の場合には、その電気通信設備による電報の発信を受け付けないことがあります。

- (1) 発信人が電気通信設備により発信した電報に関する料金等（料金、割増金及び延滞利息をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第37条（債権の譲渡等）の規定により、その電報に係る債権を譲り受けることとなる電気通信事業者の承諾が得られないとき。

第9章 特別取扱

（特別取扱）

第31条 当社は、発信人の請求により、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する電報の特別取扱を提供します。

第10章 料金等

（料金の設定等）

第32条 当社が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

- 2 NTT西日本株式会社を受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせてNTT西日本株式会社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、NTT西日本株式会社の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（料金の支払義務）

第33条 発信人は、当社が電報の発信（第5項に規定する場合を除きます。）又は特別取扱（NTT西日本株式会社が提供するものを含みます。以下同じとします。）の請求を承諾したときは、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する料金の支払いを要します。

- 2 次に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、料金の支払いを要しません。

区	別	支払いを要しない料金
1	当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、次の時間（特別取扱とした電報について料金表第1に別段の定めがあるときは、その定める時間とします。）を超えて電報（遅れることを承知のうえ発信されたものを除きます。以下この欄において同じとします。）が配達されたとき。	その電報に関する料金（特別取扱とした電報のときは、その特別取扱に関する料金を含みます。）

区 別	時 間
午前に発信した電報	発信の日
午後に発信した電報	発信の日の翌日の午前
2 発信人又は受取人の責めによらない理由により、電報が配達されなかったとき。	
3 発信人又は受取人の責めによらない理由により、電報の通信文に誤りを生じた結果、通信文全体の意味が変わり、又は不明となったとき。	

- 3 前項に規定するほか、特別取扱に関する料金について、料金表第1に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 発信人は、電報の発信後、その電報の発信を取り消したときは、料金表第2（発信取消料）に規定する発信取消料の支払いを要します。

（料金の支払方法等）

第34条 料金の支払方法等は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第35条 発信人は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第36条 発信人は、料金又は割増金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注1）第37条第4項に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注2）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

（債権の譲渡等）

第37条 発信人（当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスの設備から発信した者に限ります。）は、電報に係る債権（当社が別に定める方法により発信された電報に係るものを除きます。）を当社がその電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権額は、料金表の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、その電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

3 第32条（料金の設定等）第2項の規定により、電報サービスの料金を定めるNTT西日本株式会社が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその電報に係る

債権を他の電気通信事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

- 4 発信人(第7条第1号のア又はエに規定する方法により発信した者に限ります。)は、当社が、電報に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める方法により発信された電報は、その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払うこととして発信された電報とします。

(注2) 本条第4項に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかの場合とします。

- (1) 当社が、発信人が発信に利用した第7条第1号のア又はエに規定する電気通信サービス(その電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される音声利用IP通信網サービスに係るものである場合を除きます。)に係る契約約款の規定に基づき、その電気通信サービスの料金その他の債務に係る債権を同約款に定める請求事業者に譲渡しない場合
- (2) 発信人が発信に利用した電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される音声利用IP通信網サービスに係るものであって、当社が別に定める場合

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第38条 当社は、当社が受け付けた電報について、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、電報の配達が遅延したとき、電報が配達されなかったとき又は電報の通信文に誤りを生じたときは、次の場合に限り、発信人の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- (1) 次の時間(特別取扱とした電報について料金表第1(電報サービスの料金)に別段の定めがあるときは、その定める時間とします。)までに電報が配達されなかったとき(遅れることを承知のうえ発信された電報が、次の時間を超えて配達されたときを除きます。)

区 別	時 間
午前が発信した電報	発信の日
午後が発信した電報	発信の日の翌日の午前

- (2) 電報の通信文に誤りを生じた結果、通信文全体の意味が変わり、又は不明となったとき。

- 2 前項に定める場合を除くほか、当社は、当社が受け付けた特別取扱とした電報について、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、当社が別に定める事態が生じたときは、発信人の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 3 前2項の場合において、当社は、次の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- (1) 第1項の場合においては、その電報に関する料金(特別取扱とした電報のときは、その特別取扱に関する料金を含みます。)

- (2) 第2項の場合においては、その特別取扱に関する料金

- 4 第1項又は第2項に該当する事態が、当社の故意又は重大な過失により生じたとき

は、前項の規定は適用しません。

- 5 NTT西日本株式会社が受け付けた電報に係る損害賠償の取扱いについては、NTT西日本株式会社の契約約款及び料金表に定めるところによります。

ただし、NTT西日本株式会社の契約約款及び料金表に定める損害賠償を行う事態が、当社の故意又は重大な過失により生じたときは、当社がその発信人の損害を賠償します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める事態が生じたときは、次のとおりとします。

料金表第1に規定する慶弔扱、受取人連記又は特別印字とした電報についてその特別取扱がされなかったとき。

第12章 雑則

(発信人の氏名の通知等)

第38条の2 発信人は、当社が第37条（債権の譲渡等）の規定に基づき他の電気通信事業者又は請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその発信人に係る電気通信番号、発信日時等を、その電気通信事業者又はその請求事業者 に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 発信人は、当社が発信人の住所、氏名、電話番号等電報サービスの提供のために必要な情報を、NTT西日本株式会社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3 発信人（受取人を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が配達先等その発信人に関する情報を、当社の委託により電報サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

4 発信人は、当社が第37条第4項の規定に基づき請求事業者に債権譲渡する場合において、請求事業者がその電報に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者による電報サービスに関する料金の回収代行)

第39条 当社は、発信人から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその発信人に請求することとした料金について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした発信人が、当社が請求する料金の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その発信人の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、その発信人が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(閲覧)

第40条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービスの種類)

第41条 電報サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記4から6に定めるところによります。

別記

1 電報サービスの提供区域

- (1) 電報サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）とします。

都道府県の区域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社は、(1)に定める都道府県の区域内の電報サービス取扱所とその電報サービス取扱所が所在する都道府県の区域の相互接続点との間において、電報の伝送を行います。

2 通常電報のあて名

通常電報のあて名は、次のとおりとしていただきます。

区別	あて名
1 その電報を次の電気通信設備により配達することを希望するとき。 (1) 加入電話の設備 (2) 着信用電話の設備 (3) 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。） (4) その他当社が指定する電気通信サービスの設備	(1) その設備の電話番号その他当社が指定する事項 (2) 受取人名
2 1以外のとき。	(1) 受取人の住所、居所等その電報を配達すべき場所 (2) 受取人名

3 削除

4 附帯サービスの種類

- (1) 電報サービスに関する附帯サービスには、次の種類があります。

種類	取扱いの条件等
1 配達通知 当社が受け付けた電報について、発信人の請求により、電報の配達日時を発信人に通知するサービス	その電報を発信する際又はその電報の発信後2か月以内に請求があった場合に限り取り扱います。 ただし、その電報の発信後においては、配達日時が判明しない場合があることを、あらかじめ承知のうえ請求する場合に限り取り扱います。
2 発信証明 当社が受け付けた電報について、発信人の請求により、電報を発信したことを証明するサー	その電報を発信する際又はその電報の発信後2か月以内に請求があった場合に限り取り扱います。

	ビス	
3 発信人名等問合せ	当社が配達した電報について、受取人の請求により、発信人の住所、氏名、又は電話番号を通知するサービス	その電報の配達後2か月以内に請求があった場合に限り取り扱います。 ただし、住所、氏名、又は電話番号を受取人に通知することについて、発信人の了解が得られなかったとき又は発信人と連絡をとることが困難なときは、取り扱いません。
4 適格請求書の発行	発信人等の請求により、適格請求書を発行するサービス	(1) その電報サービスの料金等の請求額情報について、消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を、当社が指定する電報サービス取扱所において発行します。 (2) 発信人は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。
5 支払証明書の発行	発信人等の請求により、支払証明書を発行するサービス	(1) その電報の発信等に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を、当社がその電報に係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定する電報サービス取扱所において発行します。 (2) 発信人は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

(2) 附帯サービスは、次の電報サービス取扱所に請求していただきます。

区 別	電 報 サ ー ビ ス 取 扱 所
1 配達通知又は発信証明	その電報の発信を取り扱った電報サービス取扱所
2 発信人名等問合せ	その電報の配達を取り扱った電報サービス取扱所

(3) 当社は、(2)の請求があったときは、附帯サービスを請求する者が、その請求に関する電報の正当な発信人又は受取人であることを確認するために必要な証明を求めることがあります。

5 附帯サービスの料金の支払義務

別記4に規定する附帯サービスの請求をした者は、料金表第3（附帯サービスの料金）に規定する料金の支払いを要します。

6 附帯サービスに関するその他の取扱い

附帯サービスに関するその他の取扱いについては、電報サービスの場合に準ずるものとしします。

7 電報に使用することができる文字等

区 別		電報に使用することができる文字等
文字	ひらがな	あいうえお かきくけこ さしすせそ たちつてと なにぬねの はひふへほ まみむめも や ゆ よ らりるれろ わる ゑをん
	小文字	あいうえお つやゆよ
	カタカナ	アイウエオ カキクケコ サシスセソ タチツテト ナニヌネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤ ユ ヨ ラリルレロ ワヰ エヲン
	小文字	アイウエオ ツヤユヨ
	漢字	常用漢字表（平成22年内閣公示第2号）に掲げる漢字及び人名用漢字別表（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）別表第二）に規定するものをいいます。）に掲げる漢字であつて通用字体のもの
	アルファベット	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
数字		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
記号	記号番号	
	1	ー（長音）
	2	、（区切点）
	3	」（段落）
	4	（（右向きかっこ）
	5	）（左向きかっこ）
	6	．（終点）
	7	，（小読点）
	8	：（重点又は除法の記号）
	9	？（疑問符）
	10	′（略符又は分の記号）
	11	″（秒の記号）
	12	－（連続線、横線又は減算の記号）
	13	／（斜線又は除法の記号）
	14	＝（二重線）
	15	＋（加算の記号又は＋字符）
	16	×（乗算の記号）
17	％（100分率の記号）	

	18	% (1,000分率の記号)
	19	。(句点)
	20	!(感嘆符)
その他の文字等		上記の文字等以外の文字又は記号であって当社が別に定めるもの
備考		
1 ひらがな及びカタカナには、濁点(゜)又は半濁点(ㇰ)を付すことができます。		
2 電報の通信文中には、空白(文字と文字との間に挿入する1文字分の空欄をいいます。)を使用することができます。		

8 削除

9 削除

10 削除

11 新聞社等の基準

区 別	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の支払い)

- 1 発信人は、料金を次の期日までに、当社が指定する電報サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

区 別	支払期日
1 電報サービス取扱所の窓口で電報を発信したとき。	当社が電報の発信を受け付けた時
2 1以外の方法により電報を発信したとき。	当社が指定する日

- 2 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 4 第33条(料金の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 4において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

- 5 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係の電報サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1 電報サービスの料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" data-bbox="555 454 1281 560"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>別記7に掲げる文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	別記7に掲げる文字等を使用する電報
区 分	内 容				
漢字かな電報	別記7に掲げる文字等を使用する電報				
(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面1頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の1頁に適用するものとし、その紙面1頁あたりに記載できる通信文の文字等（空白を含みます。以下同じとします。）の字数は300文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は2頁以降追加する1頁ごとに適用するものとし、その紙面1頁あたりに記載できる通信文の文字等の字数は420文字を上限とします。</p>				
(3) 電報託送加算額の適用	<p>当社は、発信人が電気通信設備により電報を発信したとき（当社が別に定める方法により発信したときを除きます。）は、電報託送加算額を適用します。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める方法により発信したときは、インターネットを利用して発信したときとします。</p>				
(4) 特別取扱に関する料金の適用	<p>ア NTT西日本株式会社が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2-2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額と同額とします。</p> <p>イ 発信人は、特別取扱とした電報について、発信人又は受取人の責めによらない理由により、特別取扱（当社が別に定めるものを除きます。）とした電報について、その特別取扱がされなかったときは、その特別取扱に関する料金の支払いを要しません。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、配達日指定とします。</p>				
(5) 電報料金の減免	<p>次の電報については、第33条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係がある機関に対して発信するもの</p> <p>イ 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係がある機関に対して発信するもの</p> <p>ウ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者が、その救助救援に直接関係がある機関に対して発信するもの</p> <p>エ 災害に際し、当社が指定する地域及び期間において、罹災者が発信するり災状況の通報又は救護を求めることを内</p>				

容とする電報であって、当社が定める条件に適合するもの

2 料金額

2-1 電報に係るもの（特別取扱に係るものを除きます。）

2-1-1 電報料

区 分		単 位	料 金 額
通常電報 (漢字かな電報)	基本額	最初の1頁	1,200円(税込価格 1,320円)
	加算額	追加する1頁ごとに	300円(税込価格 330円)

2-1-2 電報託送加算額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
電報託送加算額	1通ごとに	400円(税込価格 440円)

2-2 特別取扱

区 別		単 位	料 金 額
配達日指定	発信人が指定する日（午前又は午後の区別を含みます。）に電報を配達する取扱い	—	—
	備考 1 配達日指定は、その電報を発信する際に、請求していただきます。 2 通常電報について指定することができる配達日は、発信の日の翌月の応当日（翌月に発信の日の応当日がない場合はその月の末日）までの日（発信の日を除きます。）に限ります。 ただし、電報の配達が著しく集中することが予想される場合には、午前又は午後の指定ができないことがあります。 3 第12条（配達を行う日時）に規定する電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める日については、電報配達員による配達日として指定することはできません。 4 第33条（料金の支払義務）第2項の表の1欄に規定する時間及び第38条（責任の制限）第1項第1号に規定する時間については、配達日指定とした電報の場合、配達日として指定した日（午前を指定した場合は、指定した日の午前）とします。		
慶弔扱	慶祝、弔慰、見舞、激励等のための電報として、特別紙を使用して配達する取扱い	1通ごとに	当社が別に定める額
備考 慶弔扱は、その電報を発信する際に、請求していただきます。			

翌朝配達	受取人の請求により、休業日又は夜間に着信する電報を翌日午前8時以降に配達する取扱い	——	——
受取人連記	受取人名を連記する取扱い	——	——
	備考 1 受取人連記は、その電報を発信する際に、請求していただきます。 2 あて所が同一である場合に限り取り扱います。		
特別印字	当社が別に定める特別の印字による取扱い	——	——
	備考 1 特別印字は、その電報を発信する際に、請求していただきます。 2 取扱いの条件は、特別の印字の種類ごとに、当社が別に定めるところによります。		

第2 発信取消料

料金種別	単 位	料 金 額
発信取消料	1 通ごとに	300円(税込価格 330円)

第3 附帯サービスの料金

料金種別	単 位	料 金 額
1 配達通知料	1 件ごとに	800円 (税込価格 880円)
2 発信証明料	1 件ごとに	300円 (税込価格 330円)
3 発信人名等問合せ料	1 件ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
4 適格請求書の発行手数料	1 請求ごとに	400円 (税込価格 440円)
5 支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (税込価格 440円)

(注1) 配達通知、発信証明又は発信人名等問合せについて郵便により連絡を受けることを請求する場合は、上記の料金のほか、郵送料が必要です。また、支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

(注2) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。

(注3) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

別表 電報配達員による配達ができない区域

当社は、次に掲げる区域においては、電報配達員による配達を行いません。

都道府県	電報配達員による配達ができない区域		
	市区町村	町字	(参考)島名
北海道	阿寒郡鶴居村	鶴居村全域	
	旭川市	神居町神居古潭、神居町豊里、神居町西丘	
	足寄郡足寄町	足寄町全域	
	足寄郡陸別町	陸別町全域	
	厚岸郡浜中町	浜中町全域	
	網走郡大空町	東藻琴	
	網走市	浦士別、音根内、清浦、栄	
	虻田郡喜茂別町	喜茂別町全域	
	虻田郡洞爺湖町	旭浦、岩屋、大原、香川、川東、財田、月浦、洞爺湖温泉、洞爺湖町、洞爺町、富丘、成香、花和、早月、伏見	
	虻田郡豊浦町	字青山、字大岸、字上泉、字清水、字新富、字新山梨、字美和、字大和、字礼文華	
	虻田郡二セコ町	二セコ町全域	
	虻田群真狩村	真狩村全域	
	虻田郡留寿都村	留寿都村全域	
	石狩市	緑ヶ原、八幡、八幡町	
	石狩市厚田区	厚田区全域	
	石狩市浜益区	浜益区全域	
	磯谷郡蘭越町	蘭越町全域	
	岩内郡岩内町	岩内町全域	
	岩内郡共和町	共和町全域	
	有珠郡壮瞥町	字上久保内、字幸内、字仲洞爺、字蟠溪、字弁景、南久保内	
	浦河郡浦河町	浦河町全域	
雨竜郡沼田町	沼田町全域		
雨竜郡北竜町	北竜町全域		

雨竜郡幌加内町	字雨煙内、字雨煙別、字長留内、字上幌加内、字下幌加内、字振興、字新富、字新成生、字親和、字清月、字政和、字東栄、字沼牛、字平和、字幌加内、字弥運内	
枝幸郡枝幸町	枝幸町全域	
枝幸郡猿払村	猿払村全域	
枝幸郡中頓別町	中頓別町全域	
枝幸郡浜頓別町	浜頓別町全域	
奥尻郡奥尻町	奥尻町全域	奥尻島
小樽市	小樽市全域	
河東郡上士幌町	上士幌町全域	
河東郡鹿追町	北瓜幕	
河東郡士幌町	士幌町全域	
上磯郡木古内町	木古内町全域	
上磯郡知内町	知内町全域	
上川郡愛別町	愛別町全域	
上川郡上川町	上川町全域	
上川郡新得町	字屈足トムラウシ	
上川郡鷹栖町	鷹栖町全域	
上川郡当麻町	当麻町全域	
上川郡美瑛町	美瑛町全域	
上川郡東川町	旭岳温泉、天人峡、ノカナン、松山温泉、勇駒別	
上川郡比布町	比布町全域	
亀田郡七飯町	字飯田町、字軍川、字大川、字大中山、字大沼町、字上軍川、字上藤城、字桜町、字鶴野、字峠下、字豊田、字中島、字中野、字鳴川町、字西大沼宿野辺川沿上、字仁山、字東大沼、字藤城、字緑町	
茅部郡鹿部町	鹿部町全域	
茅部郡森町	森町全域	
川上郡標茶町	奥オソツバツ、シュンダバツ、シワン、シワンプト、虹別、ポンバツ	

川上郡弟子屈町	弟子屈町全域	
北見市	端野町、常呂町、留辺蘂町	
釧路市	阿寒町阿寒湖温泉、阿寒町阿寒湖畔、阿寒町飽別、阿寒町オクルシュベ、阿寒町上阿寒、阿寒町上舌辛、阿寒町上徹別、阿寒町上仁々志別、阿寒町紀ノ丘、阿寒町共和、阿寒町シアンヌ、阿寒町舌辛、阿寒町下徹別、阿寒町下仁々志別、阿寒町シュリコマベツ、阿寒町双湖台、阿寒町蘇牛、阿寒町大正、阿寒町チクショベツ、阿寒町知茶布、阿寒町徹別、阿寒町東栄、阿寒町中阿寒、阿寒町中徹別、阿寒町中仁々志別、阿寒町西阿寒、阿寒町西徹別、阿寒町仁々志別、阿寒町東舌辛、阿寒町布伏内、阿寒町雄別、阿寒町ルバシベ、阿寒町ワッカタンネナイ、音別町あけぼの、音別町朝日、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西、音別町音別原野東、音別町海光、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町川東、音別町共栄、音別町サトンベツ、音別町シベツ川右岸、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西、音別町尺別原野東、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西、音別町直別原野東、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町中音別、音別町中園、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町風連、音別町ホロオンベツ、音別町緑町、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西、音別町本町、音別町若草	

久遠郡せたな町	せたな町全域	
様似郡様似町	様似町全域	
沙流郡日高町	栄町東、栄町西、三和、新町、千栄、富岡、日高、本町東、本町西、正和、松風町、三岩、山手町、若葉町	
沙流郡平取町	平取町全域	
標津郡標津町	標津町全域	
標津郡中標津町	青葉台、旭ヶ丘、開陽、字上標津、北中、共立、協和、協和拓農、計根別、俵橋、字当幌、字豊岡、西竹、東当幌、東当幌本通、俵中、俣落、俣落東、緑ヶ丘、南中、字武佐、養老牛、りんどう町	
士別市朝日町	朝日町全域	
積丹郡積丹町	積丹町全域	
斜里郡小清水町	小清水町全域	
斜里郡斜里町	岩尾別、ウトロ、ウトロ香川、ウトロ高原、ウトロ中島、ウトロ西、ウトロ東、遠音別村岩宇別、遠音別村オキッチウシ、遠音別村知床岬、真鯉	
白老郡白老町	白老町全域	
白糠郡白糠町	白糠町全域	
寿都郡黒松内町	黒松内町全域	
寿都郡島牧村	島牧村全域	
寿都郡寿都町	寿都町全域	
瀬棚郡今金町	今金町全域	
空知郡上富良野町	上富良野町全域	
空知郡中富良野町	中富良野町全域	
空知郡南幌町	南幌町全域	
空知郡南富良野町	南富良野町全域	

伊達市	大滝区愛地町、大滝区上野町、大滝区北湯沢温泉町、大滝区清原町、大滝区三階滝町、大滝区昭園町、大滝区清陵町、大滝区大成町、大滝区豊里町、大滝区本郷町、大滝区本町、大滝区円山町、大滝区宮城町、大滝区優徳町	
天塩郡遠別町	遠別町全域	
天塩郡天塩町	天塩町全域	
天塩郡豊富町	豊富町全域	
天塩郡幌延町	幌延町全域	
十勝郡浦幌町	浦幌町全域	
常呂郡置戸町	置戸町全域	
常呂郡訓子府町	訓子府町全域	
常呂郡佐呂間町	佐呂間町全域	
苫前郡初山別村	初山別村全域	
苫前郡苫前町	苫前町全域	
苫前郡羽幌町	羽幌町全域	天売島、焼尻島
中川郡池田町	池田町全域	
中川郡音威子府村	音威子府村全域	
中川郡豊頃町	豊頃町全域	
中川郡中川町	中川町全域	
中川郡美深町	美深町全域	
中川郡本別町	本別町全域	
中川郡幕別町	忠類	
新冠郡新冠町	字里平	
野付郡別海町	泉川、奥行、尾岱沼、上春別、上風連、大成、床丹、床丹美原新酪、豊原、中春別、中西別、西春別、西春別駅前、野付、走古丹、本別、本別海、美原、矢臼別	

函館市	岩戸町、臼尻町、絵紙山町、恵山町、恵山岬町、大船町、大潤町、尾札部町、小安町、小安山町、柏野町、川汲町、釜谷町、川上町、吉畑町、木直町、古武井町、汐首町、島泊町、新恵山町、新八幡町、新浜町、新二見町、瀬田来町、高岱町、館町、銚子町、泊町、富浦町、豊浦町、豊崎町、中浜町、浜町、原木町、日浦町、日ノ浜町、日和山町、双見町、古部町、弁才町、丸山町、御崎町、女那川町、元村町、安浦町	
日高郡新ひだか町	三石	
広尾郡大樹町	大樹町全域	
広尾郡広尾町	広尾町全域	
深川市	ウツカ、宇摩、鷹泊、多度志、多度志南、幌内、湯内	
二世郡八雲町	八雲町全域	
富良野市	富良野市全域	
古宇郡神恵内村	神恵内村全域	
古宇郡泊村	泊村全域	
古平郡古平町	古平町全域	
北斗市	市渡、一本木、稲里、開発、清水川、白川、千代田、中山、萩野、東前、文月、細入、本郷、本町、南大野、向野、村内、村山	
幌泉郡えりも町	えりも町全域	
松前郡福島町	福島町全域	
松前郡松前町	松前町全域	
目梨郡羅臼町	羅臼町全域	
紋別郡雄武町	雄武町全域	
紋別郡興部町	興部町全域	
紋別郡滝上町	滝上町全域	
紋別郡西興部村	西興部村全域	
紋別市	上渚滑町上立牛、上渚滑町中立牛	

	山越郡長万部町	長万部町全域	
	勇払郡占冠村	占冠村全域	
	勇払郡むかわ町	穂別	
	利尻郡利尻町	利尻町全域	利尻島
	利尻郡利尻富士町	利尻富士町全域	
	留萌郡小平町	小平町全域	
	留萌郡増毛町	岩尾、岩老、雄冬	
	礼文郡礼文町	礼文町全域	礼文島
青森県	上北郡横浜町	横浜町全域	
	北津軽郡今別町	今別町全域	
	北津軽郡中泊町	青岩、朝間、字褰内、阿曾内、 稻荷、嗽沢、姥島、漆流、大字 小泊、大山長根、尾崎道、折腰 内、折戸、傾り石、萱部、小泊、 鮫貝、下前、白倉、砂山、築上、 寺屋舗、土標、長坂、中間、梨 子木平、七ツ滝、成滝、袴腰山、 浜野、福尻、淵岩、冬部、坊主 沢、水澗、山口、山崎、割長根	
	黒石市	板留、大川原、沖浦、上山形、 下目内、下山形、豊岡、二庄内、 温湯、花巻、袋、南中野	
	五所川原市	相内、磯松、太田、十三、脇元	
	下北郡佐井村	佐井村全域	
	下北郡東通村	石持、稻崎、入口、大字岩屋、 老部、大字小田野沢、大字蒲野 沢、大字猿ヶ森、鹿橋、大字尻 労、大字白糠、大字尻屋、大字 砂子又、大字野牛、褰部	
	つがる市	森田町	
	十和田市	大字奥瀬、大字法量	
	西津軽郡鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町全域	
	西津軽郡深浦町	深浦町全域	
	東津軽郡外ヶ浜町	外ヶ浜町全域	
	東津軽郡平内町	平内町全域	
	東津軽郡蓬田村	蓬田村全域	
	平川市	小国、切明、葛川	

岩手県	むつ市	川内町、川内町蛸崎、川内町宿野部、川内町桧川、脇野沢	
	胆沢郡金ヶ崎町	金ヶ崎町全域	
	岩手郡岩手町	岩手町全域	
	岩手郡葛巻町	葛巻町全域	
	岩手郡雫石町	鶯宿、西根、橋場、南畑	
	奥州市	江刺伊手、江刺稲瀬、江刺岩谷堂、江刺大通り、江刺愛宕、江刺男石、江刺川原町、江刺栄町、江刺杉ノ町、江刺銭町、江刺館山、江刺玉里、江刺田原、江刺重染寺、江刺豊田町、江刺中町、江刺西大通り、江刺広瀬、江刺藤里、江刺本町、江刺前田町、江刺南大通り、江刺南町、江刺六日町、江刺梁川、江刺八日町、江刺米里	
	久慈市山形町	山形町全域	
	九戸郡軽米町	狄塚、高家、小軽米、山内、長倉、晴山、蛇口、円子	
	九戸郡九戸村	荒谷、江刺家、小倉、山根、長興寺、戸田、山屋、雪屋	
	九戸郡洋野町	有家、小子内、種市、中野	
	下閉伊郡山田町	荒川、石峠、大沢、豊間根、船越	
	二戸市	浄法寺町	
	八幡平市	八幡平市全域	
	花巻市	大迫町	
宮古市	赤前、音部、江繋、小国、片巢、門馬、刈屋、川井、川内、区界、重茂、白浜、鈴久名、田代、田老、田老三王、夏屋、箱石、腹帯、曇目、平津戸、古田、茂市、和井内		
盛岡市	浅岸字稲久保、浅岸字大志田、浅岸字大志田川、浅岸字大志田頭、浅岸字大塚、浅岸字貝田、浅岸字柿木平、浅岸字上大葛、浅岸字木々塚、浅岸字下大葛、浅岸字赤重、浅岸字堰根、浅岸字綱取、浅岸字中道、浅岸字鍋倉、浅岸字橋場、浅岸字二ツ森、		

		浅岸字前野、浅岸字向田、浅岸字元信、砂子沢、大ヶ生、上米内、桜台、新庄、根田茂、築川、藪川	
	和賀郡西和賀町	西和賀町全域	
宮城県	伊具郡丸森町	丸森町全域	
	石巻市	網地浜、長渡浜	網地島
		金華山	金華山
		田代島	田代島
		鮎川浜、大原浜、大谷川浜、給分浜、十八成浜、小網倉浜、小淵浜、鮫浦、清水田浜、泊浜、新山浜、長渡浜、前網浜、谷川浜、寄磯浜	
	刈田郡七ヶ宿町	七ヶ宿町全域	
	気仙沼市	浅根、磯草、浦の浜、大島、大初平、大向、亀山、駒形、新王平、外浜、外畑、高井、田尻、中山、長崎、廻館、三作浜、要害、横沼	
	塩竈市	桂島	桂島
		寒風沢島	寒風沢島
		野々島	野々島
朴島		朴島	
女川町	江島	江島	
秋田県	秋田市	河辺赤平、河辺岩見、河辺大沢、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺神内、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺畑谷、河辺松淵、河辺諸井、河辺和田、雄和	
	男鹿市	男鹿温泉、北浦、北浦相川、北浦安全寺、北浦表町、北浦北浦、北浦西黒沢、北浦西水口、北浦入道崎、北浦野村、北浦真山、北浦湯本、戸賀、戸賀加茂青砂、戸賀塩浜、戸賀戸賀、戸賀浜塩谷	
	雄勝郡東成瀬村	東成瀬村全域	
	鹿角郡小坂町	小坂町全域	

北秋田市	阿仁	
仙北郡美郷町	安城寺、金沢東根、黒沢、小荒川、千屋、土崎、中野、浪花、畑屋、羽貫谷地、本堂城回	
仙北市	田沢湖、西木町	
大仙市	協和	
能代市	坂形、外荒巻、比八田	
山本郡八峰町	八峰町全域	
湯沢市	相川、秋ノ宮、字愛染山、字芦ヶ沢、字粟沢山、泉沢、字伊勢堂脇、字稲荷山、院内銀山町、字内川端、字姥懐山、字留院内、字上町屋敷裏、字大島谷地、字雄勝田、字奥ノ台、字奥ヒレ山、小野、字小松沢山、字嘉土岡、字蟹沢山、上院内、上関、字勘右工門沢、字勘右工門沢山、字雁堀、字京田、字桐ノ平山、字桐ノ木岱山、桑崎、字鋤柄、字小沢山、字小吹山、字小古御嶽、字小古御嶽山、字菰槌山、字権兵衛山、字境川、酒蒔、字柵内沢山、字沢田、字三本槍、字三本槍山、字下院内、字下経塚廻り、字下田面、字上人沢山、字白子、字新川原、字新川原田、字新山、字炭釜山、字清涼寺山、字関合、高松、字滝ノ沢山、字タテスリ沢山、字田中、字田ノ神、字鳥海、字鶴田、字鶴の島、寺沢、字峠沢山、字堂ノ前、字研場、字土生原、字栃木沢山、字取上石山、字中崎、字長沢山、字中田頭、字中ブリ沢山、皆瀬、字貉沢山、字谷地沢山、横堀	

	由利本荘市	岩城、岩野目沢、岩谷麓、岩谷町、牛寺、大内三川、大倉沢、大谷、加賀沢、北福田、葛岡、小栗山、坂部、新沢、新田、高尾、滝、鳥海町上川内、鳥海町上笹子、鳥海町上直根、鳥海町栗沢、鳥海町小川、鳥海町才ノ神、鳥海町猿倉、鳥海町下川内、鳥海町下笹子、鳥海町下直根、鳥海町中直根、鳥海町伏見、鳥海町百宅、徳沢、中田代、中館、中帳、中俣、長坂、及位、羽広、東由利老方、東由利蔵、東由利黒淵、東由利宿、東由利杉森、東由利田代、東由利館合、東由利法内、平岫、深沢、松本、米坂	
山形県	酒田市	飛島	飛島
	鶴岡市	荒沢、板井川、越中山、大網、大鳥、大針、桂荒俣、上田沢、上名川、上山添、熊出、倉沢、黒川、三千刈、下田沢、下名川、下山添、砂川、田代、田麦俣、たらのき代、常盤木、中田、中野新田、行沢、西荒屋、東荒屋、東岩本、宝谷、本郷、松沢、松根、丸岡、馬渡	
	最上郡大蔵村	大蔵村全域	
	最上郡戸沢村	戸沢村全域	
福島県	会津若松市湊町	湊町全域	
	石川郡平田村	平田村全域	
	岩瀬郡天栄村	天栄村全域	
	大沼郡金山町	金山町全域	
	大沼郡昭和村	昭和村全域	
	喜多方市	高郷町、山都町	
	郡山市	字愛宕下、湖南町、田村町田母神、田村町糠塚	
	須賀川市	今泉、梅田、江花、大久保、北横田、木之崎、小中、志茂、勢至堂、滝、長沼、柱田、畑田、花の里、深渡戸、梓衝、堀込、守屋、矢沢、矢田野、横田	
相馬郡新地町	相馬郡新地町全域		

	田村市	常葉町、都路町	
	西白河郡西郷村	大字鶴生、大字真船	
	二本松市	小浜、上太田、上長折、西勝田、 下長折、杉沢、田沢、百目木、 長折、成田、西新殿、初森、東 新殿、茂原	
	双葉郡大熊町	大熊町全域	
	双葉郡葛尾村	葛尾村全域	
	双葉郡川内村	川内村全域	
	双葉郡富岡町	富岡町全域	
	双葉郡浪江町	浪江町全域	
	双葉郡檜葉町	檜葉町全域	
	双葉郡広野町	広野町全域	
	双葉郡双葉町	双葉町全域	
	南会津郡下郷町	下郷町全域	
	南会津郡只見町	只見町全域	
	南会津郡檜枝岐村	檜枝岐村全域	
	南会津郡南会津町	青柳、東、穴原、井桁、和泉田、 伊与戸、岩下、岩下数間沢、内 川、大久保、大新田、大橋、大 原、大桃、押戸、小野島、貝原、 片貝、上ノ原、木伏、小塩、小 高林、小立岩、界、塩ノ原、下 山、白沢、精舎、新田原、水石、 助木生、高杖原、滝ノ又山、多々 石、たのせ、角生、鶉巣、戸中、 富山、中ノ井、熨斗戸、耻風、 浜野、番屋、福渡、古町、前沢、 松戸原、水根沢、水引、宮里、 宮沢、宮床、森戸、八木ノ沢、 八総、山口、湯ノ花、吉高	
	耶麻郡北塩原村	北塩原村全域	
	耶麻郡西会津町	西会津町全域	
茨城県	石岡市	青田、朝日、芦穂中部、宇治会、 浦須、上曾、太田、大塚、大增、 小倉、小野越、小幡、小見、小 山田、柿岡、片岡、片野、金指、 上青柳、上林、加生野、嘉良寿 理、川又、瓦谷、鯨岡、小埜、 小屋、佐久、柴内、下青柳、下 林、菖蒲沢、須釜、月岡、辻、	

		中戸、根小屋、野田、半田、東成井、仏生寺、部原、細谷、真家、宮ヶ崎、山崎、弓弦、吉生、龍明	
	稲敷市	荒沼、稲波、犬塚、江戸崎乙、江戸崎甲、江戸崎丙、江戸崎戊、江戸崎みらい、蒲ヶ山、上君山、桑山、小羽賀、駒塚、佐倉、椎塚、信太古渡、下君山、高田、月出里、時崎、沼田、羽賀、羽賀浦、羽賀沼、鳩崎、松山、南ヶ丘、村田、君賀の森	
	稲敷郡	河内町、美浦村	
	笠間市	笠間市全域	
	北相馬郡利根町	利根町全域	
	東茨城郡茨城町	飯沼、大戸、上飯沼、木部、駒渡、越安、近藤、桜の郷、下飯沼、蕎麦原、中央工業団地、常井、野曾、前田、南川又、南栗崎	
	東茨城郡城里町	石塚、磯野、大網、小勝、小坂、勝見沢、上青山、上赤沢、上泉、上入野、上古内、真端、塩子、下青山、下赤沢、下古内、徳蔵、那珂西、春園、増井	
栃木県	大田原市	新宿、雲岩寺、大久保、大豆田、大輪、片田、片府田、亀久、川上、川田、河原、木佐美、北滝、北野上、久野又、黒羽田町、黒羽向町、小船渡、寒井、佐良土、須賀川、須佐木、狭原中の原、寺宿、中野内、南方、蜂巣、松木沢、蛭田品川、蛭田中の原、蛭畑、堀之内、前田、南金丸、矢倉、八塩、湯津上中の原、余瀬、両郷	
	鹿沼市	旭が丘、油田町、板荷、入粟野、柏木、上大久保、上粕尾、上久我、上永野、上南摩町、北半田、草久、口粟野、久野、佐目町、下大久保、下粕尾、下久我、下永野、下南摩町、中粟野、中粕尾、西沢町、深程	
	日光市	相生町、足尾町、足尾町赤倉、足尾町赤沢、足尾町愛宕下、足	

		<p>尾町上の平、足尾町掛水、足尾町上間藤、足尾町下間藤、足尾町砂畑、足尾町通洞、足尾町遠下、足尾町中才、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町本山、足尾町松原、足尾町向原、五十里東山、石屋町、和泉、稻荷町、猪倉、岩崎、薄井沢、大桑町、大沢町、大室、大渡、荊沢、嘉多蔵、上栗山、上三依、柄倉、川治温泉川治、川治温泉高原、川治温泉滝、川俣、吉沢、鬼怒川温泉大原、鬼怒川温泉滝、清滝、清滝安良沢町、清滝桜ヶ丘町、清滝新細尾町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝町、清滝和の代町、杓掛、倉ヶ崎新田、栗原、黒部、小倉、小佐越、小代、小林、小百筒置、小百鳥屋下、小百檜原、御幸町、佐下部、沢又、塩野室町、下の内、下鉢石町、芹沢、芹沼、千本木、高柴、高德、高原、滝ヶ原、匠町、丹勢、中央町、中宮祠、手岡、東和町、所野、独鉆沢、轟、豊田、土呂部、中小来川、中鉢石町、中三依、長畑、西小来川、西川赤下、西川一ツ石、日光、根室、野門、野口、花石町、原宿、針貝、日蔭、東小来川、日向、藤原、文挾町、宝殿、細尾町、町谷、水無、南小来川、宮小来川、明神、室瀬、矢野口、山久保、山口、湯西川、湯元、横川、若間</p>	
群馬県	吾妻郡高山村	吾妻郡高山村全域	
	吾妻郡中之条町	大字青山、大字赤坂、大字蟻川、大字市城、大字岩本、大字大塚、大字折田戦道、大字上沢渡、大字五反田、大字四万、大字下沢渡、大字平、大字大道、大字栃窪、大字山田寺社原、大字山田細尾、大字横尾	
	吾妻郡東吾妻町	大字厚田、大字新巻、大字泉沢烏帽子国有林77林班、大字泉沢烏帽子榛名湖畔、大字岩井、大字植栗、大字大柏木、大字大戸、大字岡崎烏帽子榛名湖畔、大字奥田、大字金井、大字川戸	

		烏帽子榛名湖畔、大字小泉、大字五町田、大字須賀尾、大字萩生、大字箱島、大字三島、大字本宿	
	安中市	上後閑、西上秋間、松井田町入山、松井田町上増田、松井田町北野牧、松井田町五料、松井田町坂本、松井田町峠、松井田町西野牧、松井田町原、松井田町土塩、松井田町横川	
	桐生市	黒保根町上田沢、黒保根町下田沢、黒保根町宿廻、黒保根町水沼、黒保根町八木原、新里町赤城山、新里町板橋、新里町大久保、新里町奥沢、新里町小林、新里町関、新里町高泉、新里町武井、新里町鶴ヶ谷、新里町新川、新里町野、新里町山上	
	渋川市	小野子、村上	
	高崎市	倉渚町岩氷、倉渚町川浦、倉渚町権田、倉渚町三ノ倉、倉渚町水沼、榛名湖町、榛名山町	
	多野郡上野村	上野村全域	
	多野郡神流町	神流町全域	
	みどり市	みどり市全域	
千葉県	君津市	青柳、愛宕、芋窪、岩出、浦田、大戸見、大戸見旧名殿、大坂、小櫃台、折木沢、賀恵渚、香木原、加名盛、上新田、釜生、川俣旧押込、川俣旧川俣、川俣旧月毛、川谷、黄和田畑、草川原、蔵玉、栗坪、久留里、久留里市場、久留里大谷、久留里大和田、小市部、坂畑、笹、三田、末吉、大中、高水、滝原、俵田、寺沢、戸崎、利根、富田、豊田旧菅間田、豊田旧野中、西原、怒田、長谷川、平山、広岡、藤林、箕輪、向郷、柳城、山滝野、山本、吉野	

	山武市	板附、市場、井之内、親田、上横地、川崎、木戸、草深、小泉、小松、五木田、柴原、島、嶋戸、下横地、白幡、真行寺、津辺、寺崎、殿台、富口、富田、富田幸谷、成東、新泉、野堀、蓮沼イ、蓮沼二、蓮沼八、蓮沼平、蓮沼ホ、蓮沼口、早船、姫島、松ヶ谷イ、松ヶ谷口、本須賀、湯坂、和田	
	長生郡一宮町	一宮町全域	
	長生郡白子町	白子町全域	
	長生郡長生村	長生村全域	
	長生郡長柄町	長柄町全域	
	長生郡睦沢町	睦沢町全域	
東京都	青ヶ島村	青ヶ島村全域	青ヶ島
	大島町	大島町全域	伊豆大島
	小笠原村	小笠原村全域	父島、母島
	神津島村	神津島村全域	神津島
	利島村	利島村全域	利島
	新島村	新島村全域	新島、式根島
	八丈島八丈町	八丈町全域	八丈島
	御蔵島村	御蔵島村全域	御蔵島
	三宅村	三宅村全域	三宅島
神奈川県	足柄上郡山北町	山北町全域	
	足柄下郡箱根町	箱根町全域	
新潟県	糸魚川市	大字鶉石、大字大沢、大字大洞、大字鬼伏、大字小見、大字桂、大字川詰、大字鬼舞、大字崩、大字木浦、栄、桜木、大字指塩、大字下倉、大字島道、大字須川、大字仙納、大字空熊新田、大字大王、大字大道寺、大字大平寺、大字平、大字高倉、大字田麦平、大字筒石、大字寺山、大字藤後、大字藤崎、大字徳合、大字中野口、大字西飛山、大字能生、大字能生小泊、大字柱道、大字東谷内、大字槇、大字柵口、大字溝尾、大字物出、大字百川、大字鷲尾	

岩船郡栗島浦村	栗島浦村全域	栗島
岩船郡関川村	大字安角、大字幾地、大字上野、 大字上野新、大字上野山、大字 打上、大字内須川、大字大内淵、 大字小見、大字小見前新田、大 字大石、大字大島、大字鮎谷、 大字片貝、大字桂、大字金丸、 大字金俣、大字上川口、大字上 新保、大字上関、大字聞出、大 字久保、大字鎌江沢、大字小和 田、大字下川口、大字下関、大 字蛇喰、大字勝蔵、大字蔵田島、 大字高田、大字滝原、大字辰田 新、大字土沢、大字中束、大字 檜木新田、大字沼、大字畑、大 字深沢、大字平内新、大字朴坂、 大字南赤谷、大字南中、大字宮 前、大字八ツ口、大字山本、大 字湯沢、大字若山	
魚沼市	青島、赤土、穴沢、雷土、雷土 新田、池平、池平新田、泉沢、 伊勢島、板木、稲荷町、井口新 田、今泉、芋鞆、魚野地、宇津 野、浦町、江口、江口新田、大 石、大芋川、大浦、大浦新田、 大倉、大倉沢、大沢、大白川、 大塚新田、大栃山、大原新田、 大湯温泉、岡新田、小平尾、親 柄、折立又新田、金ヶ沢、上折 立、上長鳥新田、上原、雁坂下、 清本、栗山、小出島、越又、古 新田、小庭名、小庭名新田、佐 梨、下倉、渋川、下折立、下新 田、下島、下田、新道島、新保、 新保新田、須川、須原、諏訪町、 外山、高倉、田川、滝之又、田 小屋、田尻、田戸、田中、中家、 中家新田、中子沢、堂島新田、 十日町、徳田、中島、中島新田、 中ノ島、中原、長鳥、長堀新田、 長松、七日市、七日市新田、並 柳、西名、西名新田、根小屋、 原、原虫野、東中、東野名、一 日市、干溝、平野又、日渡新田、 福田新田、福山新田、細野、堀 之内、本町、松川、水沢、三ツ 又、養和田、三沢沢、宮沢新田、 宮樺新田、明神、葎沢、虫野、	

		茂沢、柳原、山口、山田、山田下、湯之谷芋川、横瀬、横町、横根、与五郎新田、吉田、吉平、吉水、吉原、四日町、米沢、竜光、連日、和田、和長島	
	柏崎市	大湊、椎谷、西山町池浦、西山町石地、西山町五日市、西山町伊毛、西山町後谷、西山町内方、西山町大崎、西山町大津、西山町大坪、西山町鬼王、西山町尾野内、西山町尾町、西山町鎌田、西山町上山田、西山町北野、西山町黒部、西山町甲田、西山町坂田、西山町下山田、西山町新保、西山町田沢、西山町中央台、西山町長嶺、西山町西山、西山町灰爪、西山町浜忠、西山町藤掛、西山町二田、西山町別山、西山町緑が丘、西山町妙法寺、西山町礼拝、西山町和田、宮川	
	刈羽郡刈羽村	入和田、滝谷新田	
	佐渡市	相川会津町、相川四十物町、相川海士町、相川石扣町、相川板町、相川市町、相川一丁目、相川一丁目裏町、相川一丁目浜町、相川馬町、相川江戸沢町、相川大浦、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸村、相川嘉左衛門町、相川鹿伏、相川上京町、相川上寺町、相川紙屋町、相川勘四郎町、相川北沢町、相川銀山町、相川下戸町、相川小右衛門町、相川米屋町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小六町、相川材木町、相川柴町、相川坂下町、相川左門町、相川三丁目、相川三丁目新浜町、相川三丁目浜町、相川塩屋町、相川次助町、相川柴町、相川下京町、相川下寺町、相川下山之神町、相川庄右衛門町、相川新五郎町、相川新材木町、相川新西坂町、相川新浜町、相川炭屋町、相川諏訪町、相川清右衛門町、相川宗徳町、相川大工町、相川中京町、相川長坂町、	佐渡島

		相川中寺町、相川奈良町、相川濁川町、相川西坂町、相川二町目、相川二町目新浜町、相川二町目浜町、相川羽田村、相川柄杓町、相川広間町、相川水金町、相川味噌屋町、相川南沢町、相川八百屋町、相川弥十郎町、相川夕白町、相川四町目、相川四町目浜町、相川六右衛門町、赤玉、赤泊、蛸、石名、井坪、稲鯨、犬神平、入川、岩首、岩谷口、後尾、江積、大倉、大杉、小川、小木、小木大浦、小木金田新田、小木木野浦、小木強清水、小木堂釜、小木町、小野見、柿野浦、上相川町、上川茂、北狄、北片辺、北川内、北立島、北田野浦、五十浦、小田、琴浦、木流、小比叡、沢崎、下相川、下川茂、宿根木、杉野浦、関、石花、高瀬、高千、多田、橘、達者、立間、田野浦、月布施、徳和、戸地、戸中、外山、豊岡、野浦、浜河内、羽茂飯岡、羽茂大石、羽茂大崎、羽茂大橋、羽茂上山田、羽茂亀脇、羽茂小泊、羽茂三瀬、羽茂滝平、羽茂本郷、羽茂村山、東鶴島、東強清水、東立島、深浦、二見、真浦、松ヶ崎、丸山、三川、南片辺、南新保、蕙場、矢柄、柳沢、米郷	
	三島郡出雲崎町	出雲崎町全域	
	上越市	板倉区青葉、板倉区稲増、板倉区大池新田、板倉区大野新田、板倉区釜塚、板倉区上中島新田、板倉区上福田新田、板倉区久々野、板倉区熊川、板倉区熊川新田、板倉区栗沢、板倉区玄藤寺新田、板倉区小石原、板倉区国川、板倉区菰立、板倉区坂井、板倉区猿供養寺、板倉区沢田、板倉区下田屋、板倉区下米沢、板倉区関田、板倉区関根、板倉区曾根田、板倉区田井、板倉区高野、板倉区達野、板倉区田屋、板倉区筒方、板倉区戸狩、板倉区长塚、板倉区中之宮、板倉区长嶺、板倉区中四ツ屋、板倉区	

機織、板倉区針、板倉区東山寺、板倉区福王寺、板倉区不動新田、板倉区別所、板倉区緑ヶ丘、板倉区南中島、板倉区南四ツ屋新田、板倉区宮島、板倉区山越、板倉区山部、板倉区横町、板倉区吉増、板倉区米増、大字稲谷、大字稲、大字上池部、大字上中田、大字上真砂、浦川原区有島、浦川原区飯室、浦川原区飯室新田、浦川原区今熊、浦川原区岩室、浦川原区印内、浦川原区大印内新田、浦川原区大栃山、浦川原区釜淵、浦川原区上猪子田、浦川原区上岡、浦川原区上柿野、浦川原区熊沢、浦川原区顕聖寺、浦川原区小蒲生田、浦川原区小谷島、浦川原区桜島、浦川原区下猪子田、浦川原区下柿野、浦川原区真光寺、浦川原区杉坪、浦川原区谷、浦川原区坪野、浦川原区中猪子田、浦川原区长走、浦川原区東俣、浦川原区菱田、浦川原区日向、浦川原区法定寺、浦川原区六日町、浦川原区虫川、浦川原区山印内、浦川原区山本、浦川原区横川、浦川原区横川新田、浦川原区横住、大字青木、大字青野、大字朝日、大字天野原新田、大字荒町、大字荒屋、大字有間川、大字飯田、大字飯塚、大字池、大字石川、大字石沢、大字市野江、大字稻荷、大字茨沢、大字今池、大字今泉、大字後谷、大字大口、大字大淵、大字岡崎新田、大字岡原、大字上五貫野、大字上曾根、大字上千原、大字上綱子、大字上富川、大字上野田、大字上箱井、大字上門前、大字上吉野、大字川端、大字木島、大字北方、大字北新保、大字北田中、大字北谷、大字桐原、大字熊塚、大字黒田、大字小泉、大字高和町、大字五ヶ所新田、大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字小滝、大字五野井、大字駒林、大字三伝、大字四ヶ所、大字七ヶ所新田、大字地頭方、大字島田、大字島田上

新田、大字島田下新田、大字下池部、大字下稲塚、大字下五貫野、大字下新田、大字下新町、大字下曾根、大字下富川、大字下中田、大字下名柄、大字下野田、大字下箱井、大字下馬場、大字下吉野、大字下四ツ屋、大字十二ノ木、大字上雲寺、大字新長者原、大字新保古新田、大字杉野袋、大字諏訪、大字諏訪分、大字高住、大字高田新田、大字高津、大字高森、大字田沢新田、大字辰尾新田、大字長者町、大字鶴町、大字寺町、大字土合、大字戸野目、大字戸野目古新田、大字長岡、大字長岡新田、大字中桑取、大字中田新田、大字中ノ俣、大字中箱井、大字西市野口、大字西田中、大字西戸野、大字西鳥越、大字西松野木、大字西谷内、大字西山寺、大字西横山、大字西吉尾、大字野尻、大字灰塚、大字東市野口、大字東稲塚新田、大字東京田、大字東中島、大字東原、大字東吉尾、大字福岡新田、大字藤塚、大字本新保、大字本道、大字増沢、大字松塚、大字丸山新田、大字皆口、大字南方、大字南新保、大字妙油、大字虫川、大字本長者原、大字元屋敷、大字森田、大字門田新田、大字藪野、大字横曾根、大字横畑、大字吉岡、大字四辻町、大字脇野田、大島区板山、大島区牛ヶ鼻、大島区大島、大島区大平、大島区岡、大島区上達、大島区下達、大島区菖蒲、大島区棚岡、大島区田麦、大島区中野、大島区仁上、大島区嶺、岡沢、大字上新町、大字上名柄、清里区青柳、清里区赤池、清里区荒牧、清里区今曾根、清里区鶯澤、清里区岡野町、清里区岡嶺新田、清里区上稲塚、清里区上田島、清里区上中條、清里区上深澤、清里区北野、清里区塩曾根、清里区菅原、清里区鈴倉、清里区棚田、清里区寺脇、清里区梨窪、清里

区梨平、清里区東戸野、清里区東福島、清里区平成、清里区馬屋、清里区水草、清里区南田中、清里区みらい、清里区武士、清里区弥生、大字劔、高和町 浦梨、高和町 明光寺、五貫野、駒林新田、大字米岡、桜町、三和区稲原、三和区井ノ口、三和区今保、三和区浮島、三和区大、三和区岡木、三和区岡田、三和区沖柳、三和区上広田、三和区鴨井、三和区川浦、三和区神田、三和区北代、三和区窪、三和区桑曾根、三和区越柳、三和区米子、三和区猿俣新田、三和区島倉、三和区下新保、三和区下田島、三和区下中、三和区下広田、三和区所山田、三和区神明町、三和区末野、三和区末野新田、三和区田、三和区塔ノ輪、三和区中野、三和区錦、三和区野、三和区払沢、三和区番町、三和区日和町、三和区広井、三和区法花寺、三和区本郷、三和区水科、三和区水吉、三和区三村新田、三和区宮崎新田、三和区柳林、三和区山高津、三和区山腰新田、三和区横山新田、大字下百々、茶屋町、大字長面、大字土口、田園、中郷区板橋、中郷区市屋、中郷区稻荷山、中郷区江口、中郷区岡川、中郷区岡沢、中郷区片貝、中郷区坂本、中郷区二本木、中郷区八斗蒔、中郷区福崎、中郷区福田、中郷区藤沢、中郷区松崎、中郷区宮野原、中郷区四ツ屋、大字中真砂、名立区赤野俣、名立区池田、名立区大菅、名立区小田島、名立区折居、名立区折戸、名立区桂谷、名立区車路、名立区杉野瀬、名立区瀬戸、名立区躰畑、名立区谷口、名立区田野上、名立区坪山、名立区峠、名立区名立大町、名立区名立小泊、名立区濁沢、名立区西蒲生田、名立区東蒲生田、名立区東飛山、名立区平谷、名立区丸田、名立区森、西木島、西小猿屋、大字花立、東木島、

	<p>東小猿屋、平成町、牧区荒井、牧区池舟、牧区泉、牧区今清水、牧区岩神、牧区宇津俣、牧区大月、牧区小川、牧区落田、牧区檜谷、牧区片町、牧区上昆子、牧区上牧、牧区神谷、牧区川井沢、牧区倉下、牧区国川、牧区桜滝、牧区下昆子、牧区下湯谷、牧区切光、牧区平山、牧区高尾、牧区高谷、牧区田島、牧区棚広、牧区棚広新田、牧区坪山、牧区七森、牧区原、牧区東松ノ木、牧区平方、牧区府殿、牧区宮口、牧区柳島、牧区山口、牧区吉坪、安塚区石橋、安塚区板尾、安塚区円平坊、安塚区大原、安塚区上方、安塚区上船倉、安塚区切越、安塚区小黒、安塚区信濃坂、安塚区下方、安塚区下船倉、安塚区菅沼、安塚区須川、安塚区芹田、安塚区袖山、安塚区高沢、安塚区樽田、安塚区戸沢、安塚区二本木、安塚区坊金、安塚区朴の木、安塚区細野、安塚区本郷、安塚区牧野、安塚区松崎、安塚区真荻平、安塚区安塚、安塚区行野、安塚区和田、大和、大字八幡、米町</p>	
胎内市	<p>あかね町、熱田坂、荒井浜、飯角、伊徳寺、江尻、近江新、大出、太田野原、大塚、大長谷、小地谷、表町、加賀新、北成田、北本町、切田、乙、協和町、草野、倉敷町、栗木野新田、黒川、黒俣、鋤江、小出、鴻ノ巣、苔実、小長谷、小舟戸、小牧台、坂井、笹口浜、山王、蔵王、塩沢、塩津、柴橋、清水、下赤谷、下荒沢、下江端、下高田、下館、新館、地本、十二天、城塚、菅田、須巻、住吉町、関沢、高野、鷹ノ巣、高野村新田、高橋、高畑、竹島、館ノ越、築地、築地新、土作、つつじが丘、鼓岡、坪穴、東牧、富岡、寅田、中倉、中村浜、長橋、夏井、西川内、西条、野中、八幡、八田、半山、東川内、平木田、平根台、二葉</p>	

		町、船戸、古館、星の宮町、堀口、松波、宮川、宮瀬、宮久、村松浜、持倉、桃崎浜、弥彦岡、山屋、横道	
	十日町市	会沢、筋平、荒瀬、池尻、池之畑、犬伏、浦田上ノ山、浦田北浦田、浦田坂中、浦田新田、浦田曾根、浦田田麦立、浦田月池、浦田豊田、浦田中立山、浦田中原、浦田西之前、浦田藤原、浦田湯之島、芋島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、木和田原、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、竹所、田野倉、千年、寺田、峠、中子、名平、奈良立、福島、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、松之山、松之山赤倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山新山、松之山五十子平、松之山猪之名、松之山大荒戸、松之山上鰈池、松之山観音寺、松之山黒倉、松之山小谷、松之山坂下、松之山沢口、松之山下鰈池、松之山坪野、松之山藤内名、松之山中尾、松之山橋詰、松之山東川、松之山東山、松之山光間、松之山藤倉中坪、松之山古戸、松之山松口、松之山三桶、松之山水梨、松之山湯本、松之山湯山、松山新田室野、孟地、蓬平	
	長岡市	阿弥陀瀬、荒巻、梅田、小島谷、落水、籠田、上桐、黒坂、三瀬ヶ谷、島崎、下富岡、城之丘、根小屋、東保内、日野浦、村田、両高、若野浦、和島北野、和島高畑、和島中沢	
	新潟県北区	朝日町、彩野、石動、内島見、内沼、浦木、浦ノ入、大久保、大瀬柳、太田、大月、大迎、岡新田、笠柳、かぶとやま、上大月、上土地亀、上堀田、神谷内、嘉山、川西、木崎、葛塚、小杉、笹山、笹山東、里飯野、三軒屋町、島見町、下大谷内、下土地亀、下早通、十二、十二前、白勢町、新富町、新鼻、新元島町、須戸、すみれ野、太子堂、高森、	

	高森新田、太夫浜、太夫浜新町、太郎代、つくし野、東栄町、樋ノ入、鳥屋、長戸、長戸呂、長戸呂新田、長場、名目所、新井郷、新崎、濁川、西名目所、灰塚、白新町、浜浦、早通、早通北、早通南、東栄町、平林、仏伝、北陽、細山、前新田、松潟、松栄町、松浜、松浜新町、松浜町、松浜東町、松浜本町、松浜みなど、美里、三ツ森川原、三ツ屋、村新田、森下、柳原、山飯野、横井、横越、横土居	
南魚沼郡湯沢町	湯沢町全域	
南魚沼市	市野江丙、辻又	
妙高市	大字赤倉、大字今府、大字大貝、大字大沢新田、大字大鹿、大字大下、大字大谷、大字大濁、大字大原新田、大字岡新田、大字桶海、大字兼俣、大字上大塚新田、大字上小沢、大字上中村新田、大字上濁川、大字上馬場、大字上平丸、大字北田屋新田、大字窪田新田、大字窪松原、大字毛祝坂、大字光明寺新田、大字小局、大字木成、大字小濁、大字小原新田、大字坂口新田、大字坂下新田、大字猿橋、大字三本木新田、大字志、大字下濁川、大字下平丸、大字菅沼、大字杉野沢、大字住吉、大字関川、大字関山、大字祖父竹、大字蔵々、大字田切、大字田口、大字田中村新田、大字樽本、大字坪山、大字寺尾、大字土路、大字中島新田、大字中原新田、大字中横山、大字長沢、大字長沢原、大字長森、大字西菅沼新田、大字西田屋新田、大字西野谷、大字西野谷新田、大字楡島、大字橋本新田、大字花房、大字原通、大字東志、大字東菅沼、大字東関、大字東田屋新田、大字東福田新田、大字東四ツ屋新田、大字二俣、大字巻淵、大字三ツ俣、大字葎生、大字米島新田、大字両善寺	

	村上市	芦谷、荒川、荒川口、荒川縁新田、荒島、荒屋、飯岡、雷、伊呉野、板貝、板屋沢、今川、今宿、岩崎、岩野沢、岩船駅前、牛屋、鶺泊、海老江、大毎、大沢、大谷沢、大代、大津、遅郷、小俣、貝附、垣之内、瀉端、金屋、上大蔵、上大鳥、上鍛冶屋、川部、寒川、勝木、岩石、北赤谷、北黒川、北新保、北田中、北中、切田、桑川、小岩内、越沢、小口川、九日市、碁石、坂町、笹川、佐々木、塩谷、下大蔵、下大鳥、下鍛冶屋、新光寺、杉平、高御堂、立島、葛籠山、塔下、遠矢崎、鳥屋、中倉、中継、中津原、中野、中浜、長坂、長政、長松、梨木、名割、新飯田、温出、寝屋、羽ヶ榎、花立、浜新保、春木山、平林、福田、藤沢、府屋、朴平、堀ノ内、牧目、間瀬、松喜和、松沢、南新保、南田中、宿田、山熊田、山口、山田	
山梨県	北都留郡小菅村	小菅村全域	
	北都留郡丹波山村	丹波山村全域	
	笛吹市芦川町	芦川町全域	
	南巨摩郡早川町	早川町全域	
	南巨摩郡南部町	井出、上佐野、下佐野、十島、福土、万沢	
	南都留郡忍野村	忍野村全域	
	南都留郡鳴沢村	鳴沢村全域	
	南都留郡富士河口湖町	富士河口湖町全域	
	南都留郡山中湖村	山中湖村全域	
長野県	飯田市	上村、南信濃木沢、南信濃南和田、南信濃八重河内、南信濃和田	
	飯山市	旭、一山、照岡、照里、常郷、常盤、富倉、豊田、中曾根、瑞穂、瑞穂豊、緑	
	大町市	美麻、八坂、八坂菖蒲	
	上水内郡飯綱町	飯綱町全域	

上水内郡小川村	大字稲丘、大字小根山、大字瀬戸川、大字高府	
上水内郡信濃町	信濃町全域	
木曾郡王滝村	鞍馬、池ノ越、上島、大又、小川、上条、崩越、九蔵、氷ヶ瀬、此島、下条、庄原、鈴ヶ沢、瀬戸、滝越、田島、田ノ原、中越、野口、八海山、東、二子持、幕島、松越、松原、溝口、柳ヶ瀬、淀地	
北安曇郡小谷村	小谷村全域	
北安曇郡白馬村	白馬村全域	
下伊那郡天龍村	神原、長島、平岡	
下高井郡野沢温泉村	野沢温泉村全域	
中野市	田上、田上中小屋、田上牧ノ入	
長野市	荒安、芋井、大字泉平、大字入山、大字上ヶ屋、大字小鍋、大字桜、大字鑪、大字富田、大字広瀬、大字茂菅、大字山田中、大岡乙、大岡甲、大岡中牧、大岡弘崎、大岡丙、影山、門沢、川後、鬼無里、鬼無里日下野、鬼無里日影、京田、国見、坂額、下小鍋、信更町今泉、信更町上尾、信更町桜井、信更町下平、信更町高野、信更町田沢、信更町灰原、信更町氷ノ田、信更町古藤、信更町三水、信更町宮平、信更町安庭、信更町吉原、信更町涌池、信州新町上条、信州新町越道、信州新町里穂刈、信州新町下市場、信州新町新町、信州新町左右、信州新町竹房、信州新町中牧、信州新町信級、信州新町日原西、信州新町日原東、信州新町弘崎、信州新町牧田中、信州新町牧野島、信州新町水内、信州新町山上条、信州新町山穂刈、地蔵平、新安、戸隠、戸隠祖山、戸隠栃原、戸隠豊岡、中条、中条日下野、中条住良木、中条日高、中条御山里、七二会、西裾花台、百鶴原、麓原、貉久保、百瀬、湯山	

東筑摩郡生坂村	大字北陸郷、大字東広津、小立野、上生坂、下生坂、下生野	
東筑摩郡麻績村	麻績村全域	
東筑摩郡筑北村	筑北村全域	
松本市	安曇、奈川	
南佐久郡川上村	大字秋山、大字梓山、大字居倉、大字大深山、大字川端下、大字御所平、大字原、大字樋澤	

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この約款実施前に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の電報サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により生じた料金その他の債務に係る債権のうち、当社の提供区域内の電報サービス取扱所で受け付けた電報に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第3条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、当社の提供区域内の電報サービス取扱所で受け付けた電報に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(電報の取扱いに関する経過措置)

第4条 この約款実施前に、旧約款の規定によりNTTが発信を受け付けた電報であって、この約款実施の時までに配達されるに至らなかったもののうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分に係る取扱いについては、この約款実施の日において、この約款の規定に基づき取り扱うものとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第5条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則（平成12年7月6日東企管第00-62号）

この改正規定は、平成12年7月10日から実施します。

附 則（平成12年11月29日東企管第00-144号）

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則（平成13年11月28日東企管第01-137号）

この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

附 則（平成14年5月30日東企管第02-31号）

この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

附 則（平成15年4月25日東経企管第03-09号）

この改正規定は、平成15年5月9日から実施します。

附 則（平成15年12月15日東経企管第03-133号）

この改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附 則（平成16年4月1日東経企管第03-210号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年8月31日東経企管第04-125号）

この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

附 則（平成17年1月1日東経企管第04-269号）

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附 則（平成17年3月31日東経企管第04-375号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月28日東経企管第05-27号）

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

附 則（平成19年9月27日東経企管第07-113号）

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則（平成22年11月18日東経企管第10-141号）

この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

附 則（平成23年3月31日東経企管第10-203号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月30日東経企管第11-66号）

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成24年6月14日東経企管第12-45号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第36条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします

附 則（平成26年1月24日東経企管第13-143号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年1月28日東経企管第14-166号）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日東経企管第15-055号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第36条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第36条（延滞利息）の規定を適用します。

附 則（平成27年8月5日東経企管第15-102号）

この改正規定は、平成27年8月7日から実施します。

附 則（平成29年11月27日東経企管第17-114号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月30日東経企管第19-81号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年9月30日東経企管第22-102号）
この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

附 則（令和4年12月22日東経企管第22-139号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年1月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年9月29日東経管第000200000138号）
この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附 則（令和6年2月28日東経管第000200000235号）
この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。

附 則（令和6年6月28日東経管第000200000342号）
この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附 則（令和7年1月28日東経管第000200000485号）
この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。

附 則（令和7年3月27日東経管第000200000538号）
この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附 則（令和7年4月25日東経管第000200000569号）
この改正規定は、令和7年5月1日から実施します。

附 則（令和7年5月28日東経管第000200000586号）
この改正規定は、令和7年6月1日から実施します。

附 則（令和7年6月30日東経管第000200000605号）
この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

附 則（令和7年6月26日東経管第000200000616号）
この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

附 則（令和7年9月29日東経管第000200000693号）
この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。

附 則（令和7年10月30日東経管第000200000709号）
この改正規定は、令和7年11月1日から実施します。

附 則（令和7年12月24日東経管第000200000739号）
この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。

附 則（令和8年2月24日東経管第000200000776号）
この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

附 則（令和8年3月27日東経管第000200000802号）
この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。